

「浜松市文化財保存活用地域計画」の進捗管理・事業評価について
—博物館事業に係るもの—

1 文化財保存活用地域計画の進捗管理・事業評価

文化財保存活用地域計画に関わる文化財の保存・活用を着実に推進するには、計画に記載された取り組みの進捗管理・評価を適宜行い、特に遅れている事項については、その理由や課題を整理することが有効とされています。また計画終了前には、その評価結果を次期地域計画へ反映させることが望ましいとされています。

浜松市文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」という。）は、文化財の保存と活用に関わる具体的な措置として、期間を問わず実施する 6 の恒常事業と、関連文化財群及び文化財保存活用区域に関わる具体的な措置として、計画期間内において重点的に進める 16 の重点事業で構成されています。

各事業において著しい遅延や、新規に優先すべき事業が発生した場合などは、見直しを図り、統合や廃止等を検討します。また、潜在的な文化財関係者の事業参画に支障をきたしている場合には、その具体的な推進方法、内容について見直しを進めます。

2 進捗管理・事業評価の方法

本計画において、博物館の事業である恒常事業「博物館運営事業等」と重点事業「蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト」の進捗管理・事業評価については、博物館協議会において評価するとされています。評価項目は、計画進捗、進捗評価、今後評価、総合評価があり、事務局により作成した進捗管理・事業評価シートにおいて、評価項目ごとに自己評価を行っています。

進捗管理・事業評価は年度ごとに行い、その前年度の事業進捗状況について、評価をしていきます。

事務局から進捗管理・事業評価シートの提示と、自己評価内容について説明をいたしますので、各委員におかれましては、事務局からの説明を踏まえ、各評価項目の評価に対するご意見、ご指導をお願いいたします。

《進捗管理・事業評価の評価項目と評価内容》

- | | | | | |
|-------|--|-----------------|-------------|-------|
| ・計画進捗 | S：計画より進んでいる | A：計画通り | B：遅れている | C：未実施 |
| ・進捗評価 | A：現状維持 | B：保留（進捗せず） | C：計画の見直しが必要 | |
| ・今後評価 | A：事業継続 | B：他事業への移行・統合を検討 | C：廃止 | |
| ・総合評価 | 各事業内容について、文章によって総合評価を行い、分析・課題を踏まえ、今後の方向性を示す。 | | | |

3 評価結果への対応

評価の結果、次に掲げる変更をする場合は、文化庁長官による変更の認定が必要であることから、事務資料を整理して手続きを行います。また、それ以外の変更は軽微な変更として、文化庁・県に報告をします。

- ・地域計画の計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

本計画の計画期間は、令和 3～12 年度の 10 年間です。このうち、令和 3～7 年度を第 1 期計画期間、令和 8～12 年度を第 2 期計画期間としています。特に第 1 期計画期間終了時は、計画期間の中間評価、第 2 期計画期間終了時は、次期計画作成を見込んだ評価を行っています。

本計画に関わる文化財保護活用全般についての取組や、重点的に取り組む事業

恒常的に取り組む事業（恒常事業、第5章3）

- 恒1 文化財調査顕彰事業
- 恒2 文化財保護継承事業
- 恒3 文化財施設公開事業
- 恒4 文化財活用地域連携事業
- 恒5 埋蔵文化財調査事業
- 恒6 博物館運営事業等

重点的に取り組む事業（重点事業、第6章4）

- 重1 二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用事業
- 重2 光明山古墳保存活用事業
- 重3 蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト
- 重4 三岳城跡保存活用事業
- 重5 浜松城跡保存活用事業
- 重6 入野古墳保存活用事業
- 重7 浜松市認定文化財活用事業
- 重8 旧田代家住宅保存活用事業
- 重9 内山家住宅保存活用事業
- 重10 中村家住宅保存活用事業
- 重11 歴史的建造物保存活用事業
- 重12 地域遺産センター整備事業
- 重13 無形民俗文化財活性化事業
- 重14 指定文化財等デジタルアーカイブ事業
- 重15 秋葉信仰関連文化財群保存活用事業
- 重16 美術工芸品保存活用事業

※博物館以外の事業は、別途進捗管理・事業評価検討会において評価する。